2021年度入学者用

履修の手引

看護学部

医療創生大学

医療創生大学の教育理念・目的

科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生

医療創生大学の教育方針

医療創生大学は、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」という教育理念（目標）に基づいて教育研究活動を行い、社会に有為な保健医療人材の養成を目指しています。

教育理念（目標）の実現に向けて、本学で何をどのように学び、卒業時・修了時に、何を身につけたか、何ができるようになったかという観点から、本学の特色を踏まえたディプロマポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を策定しています。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

医療創生大学（以下本学）は、教育理念に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1．幅広い教養と専門分野についての十分な知識を身につけ、それらを活用して保健医療人としての基本的な問題を解決することができる。
2．多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとることができる。
3．広い視野と判断力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
4．社会に貢献できる保健医療人としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学では、教育理念を達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1．大学での学修の意義を理解し、大学生としての学修に必要な基礎的能力や生活習慣を身につけることができるよう、初年次教育科目を配置します。
2．幅広く多様な基礎的知識と基本的な学修能力を獲得するための全学共通カリキュラムとして、基礎科目、教養科目、健康・スポーツ科目の３つの科目群を設置します。
3．各学部学科に専門教育科目を設置し、専門的な知識・技術や方法論を段階的・体系的に教授します。
4．社会との連携のもと、課題解決型の授業を展開して、知識・技術の活用能力、コミュニケーション能力、課題探求力、判断力など、社会生活で必須となる能力を総合的に養います。
5．キャリア教育を行い、社会人としてのキャリアを積むために必要な知識と考え方を身につけるとともに、働くことを通して社会に貢献する意欲を育みます。
6．身につけた知識や技術を統合し集大成するために、発展的学修科目として卒業研究等の科目を配置し、丁寧な個別指導を行います。

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学は、教育理念を理解するとともに、学ぶ意欲に溢れ、大学での専門教育を受けるうえでの基礎的な能力を身につけている人の入学を希望します。

目　次

大学での学修のスタート

1．履修の手引 …… 3
2．ガイダンス …… 3
3．大学からの連絡方法 …… 3
4．質問・相談 …… 3

大学の授業

1．授業の期間（学年・学期）…… 4
2．授業科目の履修 …… 4
3．授業時間 …… 4
4．出席 …… 4
5．欠席 …… 6
6．学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の分類 …… 7
7．休講・補講、教室変更 …… 8
8．公共交通機関が運休した場合の授業の取扱い …… 8

授業科目の構成

1．授業科目の区分 …… 9
2．授業科目の分類 …… 9
3．授業科目の配当学年 …… 9
4．授業科目のナンバリング …… 10

単　位

1．単位数 …… 13
2．単位の認定 …… 13

履修計画・登録

1．年間履修登録単位数の上限 …… 14
2．履修登録の決まりごと …… 14
3．再履修 …… 14
4．再履修に対する受講免除 …… 14

試　験

1．定期試験 …… 15
2．追試験 …… 16
3．再試験 …… 16
4．レポート …… 16

成　績

1．成績評価 …… 17
2．GPA制度 …… 17
3．成績表・卒業合否通知 …… 18

進級と卒業 …… 19

履修に関する各種制度と諸注意

1．特別履修・聴講 …… 19
2．休学者が復学した場合の履修 …… 19

看護学部のカリキュラム

1．看護学部の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的 …… 20
2．看護学部の学位 …… 20
3．看護学部の３つのポリシー …… 20
4．全学共通教育科目 …… 22
5．卒業要件と授業科目 …… 23
6．進級判定 …… 24
7．卒業判定 …… 24
8．看護学部看護学科科目一覧およびカリキュラムツリー …… 24
9．保健師養成課程 …… 25

学則等諸規則

1．学則 …… 34
2．学位規程 …… 39
3．研究生規程 …… 40
4．研究生申込手続要領 …… 40
5．科目等履修生申込手続要領 …… 41
6．聴講生申込手続要領 …… 41
7．転部・転科に関する細則 …… 42
8．再入学に係わる内規 …… 42

学校法人医療創生大学　個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。

計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考え、決定し、受講することになります。このことを「履修」といいます。

1. 履修の手引について

本書「履修の手引」は、履修方法、進級時や卒業時に必要な単位数・科目について解説しています。必ず、熟読し、自分で履修の計画を立て、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいて下さい。

2. ガイダンスについて

大学では、前期及び後期のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得ることのできる重要な機会ですので、必ず出席して下さい。また、年次に応じた詳しい説明などのお知らせがありますので、毎年、出席して下さい。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意して下さい。

3. 大学からの連絡方法について

大学では連絡事項など必要な情報は、原則として『C-Learningの学生掲示板』によって行います。少なくとも１日１回は必ず確認する習慣をつけて下さい。

また、休講・補講・試験や教室変更などの連絡事項については、科目担当教員より連絡します。

掲示した内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。掲示を見落としたことにより不利益を被っても、学生各自の責任となりますので十分に注意して下さい。

4. 質問・相談について

（1）履修関係

○履修に関する質問・相談は本館１階事務局で受け付けます。

平　日　9：00 ～ 17：00

土曜日　9：00 ～ 15：00

○進級や卒業要件等に関する質問・相談は本手引と成績通知書を持参した上で学科主任やチューター、本館１階事務局で応じます。

（2）教員に質問・相談をしたい場合

前もって、教員の出講日、オフィスアワーを確認し直接研究室を訪ねて下さい。

非常勤講師の場合は本館１階事務局へ申し出て下さい。

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本学の「学年」は４月１日から翌年３月31日までの間とし、１年間の学修期間を２つの学期に区分しています。

前期　４月１日から９月21日まで

後期　９月22日から翌年３月31日まで

※後期授業の開始は年度により変更する場合がありますので、年度ごとに配布されるスクールカレンダーを確認して下さい。

※薬学部４～６年生は９月１日から後期授業を開始します。

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則を基に授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修して下さい。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、１年生から計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引P.14「履修計画・登録」を参照して下さい。

3. 授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における１回の授業時間は90分を基準としています。ただし、期末試験等は時限・時間が異なることがありますので、十分に注意して下さい。

時　限	授　業　時　間
1	9：00 ～ 10：30
2	10：40 ～ 12：10
3	13：20 ～ 14：50
4	15：00 ～ 16：30
5	16：40 ～ 18：10
6	18：20 ～ 19：50

4. 出席について

（1）出席の重要性

授業はすべて出席することが前提であり、何回まで休めるというものではありません。したがって、各科目で設定されている成績評価方法および基準によっては、毎回出席しなければ早い段階で単位の修得が不可能になり、試験を受けることができなくなる場合があります（課題提出や小テストなどが実施されるため欠席が多いと授業についていけなくなります）。科目によっては受講者を決定するための選考で出席状況（出席・遅刻・早退）は重要な要素にもなりますので必ず全回出席するようにして下さい。

(2) 出席方法

出席は、以下の２種類の方法からC-Learningを利用して行います。

◯ブラウザ

https://isu-u.c-learning.jp/s/

※ユーザー ID、パスワードを入力しログインする

◯スマートフォンアプリ

C-Learning［for Student］

※ログイン画面上の『団体契約の方へ』を選択し、団体ドメイン名『isu-u』を入力、ログイン画面が表示されるので、ユーザー ID、パスワードを入力しログインする

講義一覧から授業科目を選択すると、出席受付中の画面に切り替わりますので、科目担当教員から伝えられた「確認キー」を入力し『出席する』ボタンを選びます。出席状況が表示されますので、必ず出席が受け付けられたことを確認して下さい。

(3) 出席の受付時間帯による出欠の扱い

出席の受付時間帯	出欠状況	C-Learning上の表記
授業開始10分前から開始まで	出席	出席
授業開始時から開始後30分まで	遅刻（出席扱い）	遅刻（出）
授業開始後30分以降	遅刻（欠席扱い）	遅刻（欠）
入力が無い場合	欠席	欠席

5．欠席について

本学においては公欠というものは存在せず、原則いかなる欠席も通常の欠席として取り扱います。しかしながら、忌引のほかいわゆる“学校感染症”に感染し学校保健安全法に基づき出席停止等の下表１～５に記載されるようなやむを得ない事情の場合、C-Learning上の表記を以下の通りとします。

以下の理由で授業を欠席する場合は、下表１～４については事後１週間以内に、下表５～８については事前１週間前までにC-Learningからリンクされる欠席届提出フォームから提出して下さい。また、欠席した授業については、科目担当教員に当日行われた全ての授業内容を各自で確認して下さい。

なお、この欠席届はあくまで欠席報告を届け出るものであり、成績評価にあたっての配慮を行うかどうかについては、各科目担当教員の判断に委ねられています。**この欠席届の提出により、科目担当教員による成績評価における配慮を確約するものではありません。**

理　　由	添付書類等	C-Learning上の表記
１．本人の病気・怪我	医師の診断書の写し、または医療機関による検査結果が記載された文書	病欠
２．学校保健安全法で定められた感染症（※）	医師の診断書の写し、または治癒証明書の写し	出停
３．忌引（３親等まで） １親等：父母、配偶者、子　７日間 ２親等：祖父母、兄弟姉妹　５日間 ３親等：おじ、おば、甥、姪、曾祖父母　３日間	死亡に関する書類 （死亡診断書の写し、会葬礼状等）	忌引
４．公共交通機関の遅延	遅延証明書	遅延
５．就職活動の面接、試験	就職試験案内等の写し （日時・場所等の記載されたもの）	就活
６．実習等（単位認定を伴うもの）	実習等を証明できる書類の写し	実習
７．課外活動	大会等への出場を証明する書類の写し	他
８．その他の活動	その他の活動を証明する書類等	

※出席停止となった期間の授業については、履修上不利とならないように配慮しますので、出席可能となった時に、科目担当教員に直接確認して下さい。

6. 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の分類について

学生が下表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

ただし、出席停止期間の基準は下記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従って下さい。

感染症名	対象疾病	潜伏期間	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群 （病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症		治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	6～15日	特有の咳が消える、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	10～12日	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	14～23日	発疹が消失するまで
	水痘	11～20日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	2年以内	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	1～10日	
第三種	細菌性赤痢、コレラ	1～3日	伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157 など）	10時間～6日	
	腸チフス、パラチフス	7～14日	
	流行性角結膜炎	2～14日	
	急性出血性結膜炎	1～3日	
	その他の伝染病		条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

〈出席停止の日数の数え方〉

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

（例）「解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

（例）「インフルエンザで発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
発症（発熱）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
			解熱	1日目	2日目	

7. 休講・補講、教室変更について

(1) 科目担当教員よりC-Learningで連絡します。
(2) 授業開始時刻後であれば、職員が直接教室へ行き、口頭で連絡します。教室の黒板を使っての休講連絡は行いません。
(3) 授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が本館１階事務局へ行って指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えて下さい。
(4) 休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行います。
(5) 学生からの休講・補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせには一切応じません。
※当日の連絡になる場合もありますので、各自で確認して下さい。

8. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱いについて

公共交通機関	基準時刻	運休による授業の取扱い
○電車：東日本旅客鉄道 ○バス：新常磐交通	午前７時現在（ＮＨＫニュース）	大学ホームページにて、休講情報などの確認をして下さい。

※電話もしくは電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。

授業科目の構成

1. 授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

○全学共通教育科目（外国語教育科目、初年次教育科目、リテラシー教育科目、健康・スポーツ教育科目、一般教養科目）

○専門教育科目

また、学修期間により、以下のように区分されています。

○通年科目：１年間（30週）にわたって履修する科目

○前期科目：前　期（15週）にわたって履修する科目

○後期科目：後　期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必　修　科　目	卒業資格を得るためには必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選　択　科　目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自　由　科　目	卒業に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する場合があります。当該年度の履修科目は必ず単位修得するよう心がけましょう。

4．授業科目のナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目に番号を付して分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。本学では、６桁の記号を用いています。

薬学部

1．最初の３桁の記号（アルファベット）は領域（系）を表します（下表参照）。
2．４桁目の記号（数字）は各授業科目の分野を表します。
3．５桁目の記号（数字）は学年・学期を表します（例：１年前期は１、１年後期は２）。
　注１）５年と６年は、学期を区別せず、５年は９、６年は０としています。
　注２）通年科目は、前期の番号と同じにしています。
4．最後の記号（数字）は各分野・学期ごとの通し番号です。

（例）薬の基源

CHE	4	1	2
↓	↓	↓	↓
領域(系)	分野	学年･学期	通し番号

○領域（系）記号

FLP	全学共通教育科目（外国語）	MED	薬剤系
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）	CLI	臨床系
IGN	イグナイト教育	REG	法規・制度・倫理系
PHY	物理系	PRA	実務実習
CHE	化学系	PDR	ファーマドリル
BIO	生物系	BAS	数学・英語・実習入門
PHA	薬理・病態・薬物治療系	GRA	卒業研究
HYG	衛生系		

看護学部

1．最初の３桁の記号（アルファベット）は領域（系）を表します（下表参照）。
2．４桁目の記号（数字）は各授業科目の分野を表します。
3．５桁目の記号（数字）は学年・学期を表します（例：１年前期は１、１年後期は２）。
　注）通年科目は、前期の番号と同じにしています。
4．最後の記号（数字）は各分野・学期ごとの通し番号です。

（例）看護倫理

INE	2	5	1
↓	↓	↓	↓
領域(系)	分野	学年･学期	通し番号

○領域（系）記号

FLP	全学共通教育科目（外国語）	PEG	専門分野（生涯発達看護学）
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）	PEN	専門分野（健康生活看護学）
FYE	フレッシャーズセミナー	INE	統合分野
BSS	専門基礎分野	CHN	保健師養成課程科目
PEB	専門分野（看護実践基盤学）		

健康医療科学部

1．最初の３桁の記号（アルファベット）は分野・領域を表します（下表参照）。
2．４桁目の記号（数字）は学年・学期を表します。（例：１年前期は１、１年後期は２）。
　　注）通年科目は、前期の番号と同じにしています。
3．最後の２桁の記号（数字）は各分野・学期ごとの通し番号です。

（例）運動学

ＡＢＡ ＺＢＡ	２	１８
↓	↓	↓
分野･領域	学年･学期	通し番号

○分野・領域記号

【作業療法学科】

FLP	全学共通教育科目（外国語）
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）
ACF	フレッシャーズセミナー
ABA	専門基礎分野（人体の構造と機能）
ABD	専門基礎分野（疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進）
ABH	専門基礎分野（保健医療福祉とリハビリテーションの理念）
ASF	専門分野（基礎作業療法学）
ASE	専門分野（作業療法評価学）
AST	専門分野（作業療法治療学）
ASC	専門分野（地域作業療法学）
ASO	専門分野（臨床実習）

【理学療法学科】

FLP	全学共通教育科目（外国語）
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）
ZCF	フレッシャーズセミナー
ZBA	専門基礎分野（人体の構造と機能）
ZBD	専門基礎分野（疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進）
ZBH	専門基礎分野（保健医療福祉とリハビリテーションの理念）
ZSF	専門分野（基礎理学療法学）
ZSE	専門分野（理学療法評価学）
ZST	専門分野（理学療法治療学）
ZSC	専門分野（地域理学療法学）
ZSP	専門分野（臨床実習）

心理学部

1．最初の３桁の記号（アルファベット）は領域（系）を表します（下表参照）。
2．４桁目の記号（数字）は各授業科目の分野を表します。
3．５桁目の記号（数字）は学年・学期を表します（例：１年前期は１、１年後期は２）。
　　注）通年科目は、前期の番号と同じにしています。
4．最後の記号（数字）は各分野・学期ごとの通し番号です。

（例）心理学調査概論

ＰＲＭ	３	５	１
↓	↓	↓	↓
領域(系)	分野	学年･学期	通し番号

○領域（系）記号

FLP	全学共通教育科目（外国語）
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）
PRM	研究法分野
BAP	基礎心理学分野
EDP	教育・発達心理学分野
CLP	臨床心理学分野
SIP	社会・産業心理学分野
HMF	健康・医療分野
REL	関連分野
CRE	キャリア教育分野
SEM	ゼミ・卒業研究分野

単　位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位が与えられる制度をいいます。

薬学部では６年以上12年以内、看護学部・健康医療科学部・心理学部では４年以上８年以内で本学に在学して、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。ただし、休学期間は在学年数に算入しません。

１. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のことで、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって１単位とすることを標準とします。

ただし、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では１時限の授業を２時間とみなしています。

講　義　・　演　習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。
実験・実習・実技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

○履修登録が確実に行われていること。

○当該科目の授業に３分の２を超えて出席していること。

○当該科目の評価が合格点（P.17参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。
また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修する科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、予習・復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：45単位

2. 履修登録の決まりごとについて

○履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにして下さい。
○履修登録をしていない科目は、受講して試験を受けても単位が認められません。
○時間割表の２ヶ所以上で開講されている科目については、どこか１ヶ所で履修して下さい。
○一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
○同一時限に２科目以上を履修登録することはできません。
○後期授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
○前期に修得できなかった科目も年間履修登録単位数の上限（45単位）に含まれます。前期に修得できなかった科目を取り消すことはできません。
○一度修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立てて下さい。
○履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

3. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。
再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。
○必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
○その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
○再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様です。

4. 再履修に対する受講免除について　該当学部：薬学部・看護学部

当該学年の必修科目と下位学年の不合格必修科目が時間割で重複した場合、下位学年の不合格必修科目の受講を免除する制度です。ただし、下位学年の不合格選択科目及び不合格選択必修科目は対象外です。
履修登録期間に、所定の用紙により担当教員の指示する学習計画（補講、自学自習等）に基づき試験等により評価しますので、必ず担当教員に学習計画を確認し、指示に従って下さい。

試　験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験）を次のように分類します。

1. 定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、講義終了後に実施します。

定期試験の実施時間は下表のとおりです。なお、試験時間を間違えた場合は、追試験を受けることができませんので、注意して下さい。

試験時限	60分の場合	90分の場合
1	９：００～１０：００	９：００～１０：３０
2	１０：４０～１１：４０	１０：４０～１２：１０
3	１３：２０～１４：２０	１３：２０～１４：５０
4	１５：００～１６：００	１５：００～１６：３０
5	１６：４０～１７：４０	１６：４０～１８：１０
6	１８：２０～１９：２０	１８：２０～１９：５０

※チャイムは通常授業通りです。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守して下さい。

① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。

② 授業の３分の１以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。

③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。

④ 受験に際しては、次のことに留意すること。

○試験場は授業が行われる講義室とは異なる場合があるので注意すること。

○受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。
定期試験当日に学生証を忘れた者は、本館１階事務局で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。

○答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。
記入していない答案は無効となる。

○特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。

○不正行為をした者には、次の処分が行われる。

ⅰ．その時点で受験を停止する。

ⅱ．それ以降の期間内の受験はできない。

ⅲ．不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。

ⅳ．その氏名を学内に掲示する。

○その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

2. 追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」をいいます。但し、**追試験の評価は下表のとおり**です。

(1) 追試験の手続き

追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を本館１階事務局へ提出して下さい。審査の上、後日、許可証を発行します。

(2) 認められる事由、必要書類、評価基準

事　　由	必 要 書 類	評価基準
1．感染症※	医師の診断書	100点満点
2．実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類	
3．就職試験	就職試験案内等（受験票）	
4．忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等	
5．交通機関の遅延	遅延証明書	
6．交通事故	事故証明書	
7．裁判員裁判	公的証明書	
8．その他の公的な事由	公的証明書	
9．その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	90点満点

※感染症は学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。（P. 7 を参照して下さい）

(3) 追試験料

前掲出表の「9．その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。

追試験料は１科目につき1,000円で、証紙により納めて下さい。

3. 再試験について

再試験とは、「定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている科目について、定期試験終了後に行う試験」をいいます。但し、**再試験の評価は60点満点**です。

なお、前期の再試験は前期開講科目を、後期の再試験は後期開講科目を対象とします。

1．大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。
2．定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。（科目数の制限なし）
3．当該科目の授業の出席が３分の２を超えている。

なお、次の者は対象外になります。

原則として健康・スポーツ教育科目、実験・実習科目、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者。

(1) 再試験の手続き

定期試験終了後、科目担当教員より再試験の該当者を掲示します。再試験の該当者は再試験の前日までに本館１階事務局で再試験受験票の用紙を受けとり、必要事項を記入の上、証紙貼付したものを再試験当日に必ず持参して下さい。科目担当教員が回収します。

(2) 再試験料

再試験料は１科目につき1,000円で、証紙により納めて下さい。

4. レポートについて

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学修効果があると判断した場合、試験に代えてレポートを課します。

成　績

1. 成績評価について

成績は、S・A・B・C・Fの評価で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とします。合格判定科目については、PまたはHで表し、Pを合格、Hを不合格とします。他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表します。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点　数	評　価	合　否
９０～１００	S	合　格
８０～８９	A	
７０～７９	B	
６０～６９	C	
０～５９	F	不合格

2. GPA制度について

(1) GPAとは

Grade Point Averageの略で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法

成績評価のS、A、B、C、Fにそれぞれ４、３、２、１、０の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。GPAは小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までの数値とします。

つまり、講義の単位数によって、GPAの計算に対する重みが違ってきます。

点　数	評　価	GP（評点）
９０～１００	S	4
８０～８９	A	3
７０～７９	B	2
６０～６９	C	1
０～５９	F	0

$$\text{GPA} = \frac{\text{【履修科目の単位数×GP】の合計}}{\text{履修した講義の総単位数}}$$

○計算例

講　義	学生Ｚの成績	学生Ｙの成績
英　　語　　２単位	Ｂ（GP：２）	Ａ（GP：３）
一般教養　　２単位	Ａ（GP：３）	Ｓ（GP：４）
実　　習　　８単位	Ｓ（GP：４）	Ｂ（GP：２）

どちらも成績のＳ、Ａ、Ｂの数は同じであるため、どちらも同じ成績に見えます。
GPAで計算をしてみると、以下のようになります。

$$\text{学生ＺのGPA} = \frac{2\text{単位} \times 2 + 2\text{単位} \times 3 + 8\text{単位} \times 4}{2 + 2 + 8} = 3.5$$

$$\text{学生ＹのGPA} = \frac{2\text{単位} \times 3 + 2\text{単位} \times 4 + 8\text{単位} \times 2}{2 + 2 + 8} = 2.5$$

同じ講義を受けていて、取得単位数が同じで、一見同じ成績に見えても、評価も数値化すると、GPAの差は1.0となり、違いが出ます。
GPAはさまざまな判断材料として利用されます。なお、本学においては「(4)GPAの利用」を確認して下さい。

(3) 本学におけるGPAのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。
○卒業に関わるすべての履修科目（全学共通教育科目と専門教育科目）を対象とする。
○合格判定科目（Ｐ, Ｈ）及び認定科目（単位互換による他大学の単位等）は含めない。
○不合格科目も計算の対象とする。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がります。）

(4) GPAの利用

○奨学金貸与基準
○成績優秀者表彰基準
○修学支援及び履修指導
○ 該当学部：看護学部 保健師養成課程履修者の選抜
○ 該当学部：心理学部 ４年次科目「心理実習」の履修要件

GPAの詳細については、本館１階事務局に問合せ下さい。

3. 成績表・卒業合否通知について

○成績表は、次学期始めのガイダンスにて学生本人に配付し、学期末に保証人宛に郵送します。
○卒業合格通知は、学生本人には２月下旬に本館１階エントランス内に掲示でお知らせします。また、３月上旬頃に保証人宛に郵送します。

進級と卒業

本学部には、すべての学年への進級および卒業の合否を判定する制度があります。休学等によって在学年数を満たしていない場合または進級判定、卒業判定で不合格となった場合は留年となります。

なお、留年となった場合でも、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、入学年度の「履修の手引」のとおりですので注意して下さい。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講

他学部、他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

〔認可基準〕

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

① 自分の学年または自分より下の学年に配当された科目であること。
② 教育設備に余裕があること。
③ 受講する能力があると認められること。
④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

〔受講手続〕

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に本館１階事務局にある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、講義を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に本館１階事務局にある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2. 休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、本館１階事務局にて問い合わせて下さい。

看護学部のカリキュラム

1．看護学部の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

看護学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護専門職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわちESD：Education for Sustainable Development を実践し）、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を育成することを教育研究上の目的とします。

2．看護学部の学位

看護学部では、４年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。
ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は８年を超過できません。
看護学部の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学　科　名	学士の学位
看　護　学　科	学士（看護学）

3．看護学部の３つのポリシー

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

看護学部看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1．広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。
2．EBN（Evidence Based Nursing:根拠に基づいた看護）に基づき、自律的に看護を実践することができる。
3．生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる。
4．地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。
5．看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学部看護学科では、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1．１年次に、全学共通教育科目の初年次教育科目とリテラシー教育科目を配置し、速やかな大学教育への導入を図り、看護職を目指して主体的に学んでいく自覚を育むとともに、社会人基礎力を涵養する。（ディプロマポリシー５に対応）
2．１年次から４年次に、全学共通教育科目の一般教養科目、外国語科目、健康・スポーツ科目を配置し、看護の担い手としてふさわしい広い視野と豊かな教養を身につける。（ディプロマポリシー１に対応）
3．専門教育科目として、１、２年次を中心に専門基礎分野を配置し、必要な基本的知識を修得する。（ディプロマポリシー５に対応）
4．専門教育科目の専門分野と統合分野については、基礎看護学・精神看護学・成人看護学・母性看護学・小児看護学・老年看護学・在宅看護学の各分野の科目を、ライフサイクルや学修の深度に基づいて、【看護実践基盤学科目】【生涯発達看護学科目】【健康生活看護学科目】【地域養生看護学科目】の４つの学修カテゴリーと【看護の統合と実践科目】に再構築する。なお、４つの学修カテゴリーにおいて学修し、身につける力は以下のとおりである。
　○１年次から２年次に【看護実践基盤学科目】を置く。人間を心身一如の存在としてとらえ、基礎･精神･成人看護学を連関させた観点から、内容的には看護学基礎における基本的援助技術、社会的個人としての人に関わるための方法、ならびに看護的・科学的思考プロセスについて、統合的に学修する。将来看護職に就くためのアーリー･エクスポージャーの位置づけである。（ディプロマポリシー１・２・５に対応）

○１年次後期に【生涯発達看護学科目】を置く。【生涯発達看護学科目】では、ライフサイクルの観点から、成人・母性・小児・老年それぞれの成長・発達段階の特徴とそれに伴う健康特性および健康課題について理解を深めるとともに、各発達段階に適した健康支援方法について学修する。（ディプロマポリシー２・３・５に対応）

○１年次後期・２年次前期に【健康生活看護学科目】（導入科目群）を置き、精神・成人・母性・小児・老年看護学への導入を図る。内容的には各分野の概論であるが、人間の心身の健康・生活に関わる相互の連関した科目である。（ディプロマポリシー２・５に対応）

○２年次後期に、【健康生活看護学科目】（発展科目群）を置く。【健康生活看護学科目】（導入科目群）での各分野の概論、および【生涯発達看護学科目】でのライフサイクルの立体的理解を基盤として、各発達段階において健康障害が起きるメカニズムや特徴的な健康障害について学修するとともに、科学的思考に基づいて看護課題を把握する方法や課題解決に資する理論・援助技術について学修する。（ディプロマポリシー２・５に対応）

○３年次には、【健康生活看護学科目】（臨地実習科目群）を置く。１，２年次に修得した知識をもとに、精神・成人・母性・小児・老年と一連の臨地実習を行い、自律的な看護実践能力、および多職種と連携・協働する能力を養う。（ディプロマポリシー２・３・４・５に対応）

○２，３年次には【健康生活看護学科目】と並行して、【地域養生看護学科目】を学修する。【健康生活看護学科目】で修得する知識・技能に基づき、居宅あるいは療養施設等、生活する場所に応じた看護課題の把握方法について学ぶとともに、課題解決のための支援や、地域コミュニティ行政組織との関わり方について学修する。（ディプロマポリシー３・４に対応）

○３，４年次に、【看護の統合と実践科目】を配置し、看護に関わる今日的なトピックスや地域特性を踏まえた課題の学修をとおして、これまで修得した看護学の知識・技能の統合を図る。（ディプロマポリシー４に対応）

○３年次に「看護研究」を、４年次に「卒業研究」を配置し、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させ、自発的な能力開発を継続する能力や、学士課程教育レベルとしての基礎的な研究能力を育成する。（ディプロマポリシー５に対応）

５．３，４年次に、保健師国家資格取得希望者（定員20人／選択制）を対象に、保健師養成科目を配置する。（ディプロマポリシー４に対応）

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

看護学部看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

１．心身ともに健全である人
２．思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
３．ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
４．看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

４. 全学共通教育科目について

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず、大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることを目的とする科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、必修科目の外国語教育科目、初年次教育科目、リテラシー教育科目、健康・スポーツ教育科目および選択科目の五つに分かれています。

看護学部では、14単位が必修、６単位が選択科目で合計20単位以上を履修します。選択科目については人文科学、社会科学、自然科学の各分野からそれぞれ２単位計６単位以上修得して下さい。

【全学共通教育科目の種類】

外国語教育科目

看護学部では、１年生で英語４単位、２年生以上で英語２単位が必修となっています。さらに、外国語を履修したい学生のために、選択外国語教育科目として、中国語、韓国語が開設されています。初修の外国語は１、２の順に履修して下さい。

外国人留学生は、必修英語に替えて、単位数分の日本語を修得して下さい。その際、必修英語は選択科目となります。

初年次教育科目

１年生で「フレッシャーズセミナー（２単位)」が必修科目となっています。

リテラシー教育科目

１年生で「コンピュータリテラシー（１単位)」、「日本語リテラシー（１単位)」が必修科目となっています。

健康・スポーツ教育科目

１年生で「健康の科学（２単位)」と「健康・スポーツ１，２（各１単位)」が必修科目となっています。

一般教養科目

一般教養科目として、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の科目が開設されており、３つの分野からそれぞれ１科目２単位以上が選択必修科目となっています。一般教養科目は、特に指定がなければ全学年で履修できます。

5. 卒業要件と授業科目

P.28 ～ P.31に、専門教育科目および全学共通教育科目の一覧、カリキュラムツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけて下さい。

注意事項

1．各科目は、学年順に履修して下さい。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2．必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3．卒業に必要な専門教育科目および全学共通教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

卒業要件は124単位で、全学共通教育科目が20単位、専門教育科目が104単位です。

		必　修	選　択
全学共通教育科目	一般教養科目	－	6※
	外国語教育科目	6	
	初年次教育科目	2	－
	リテラシー教育科目	2	－
	健康・スポーツ教育科目	4	－
専門教育科目		100	4
合　　計		114	10
卒業要件単位数		124	

※選択科目については人文科学、社会科学、自然科学の各分野からそれぞれ２単位計６単位以上必要。

6. 進級判定について

看護学部ではすべての学年への進級のための進級判定があり、次の基準によります。

（1）３年生までの各学年への進級判定

1．当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が３科目以内であること。
2．実習科目に、不合格となった科目がないこと。
3．同一学年における在学年数が２年以内であること。（ただし､休学期間は在学年数に算入しません。）
4．各学年の終了までに、各学年で必要な学費を全額納入していること。

（2）３年生から４年生への進級判定

1．当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が３科目以内であること。
2．臨地実習科目に、合格していること。ただし、特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。
3．同一学年における在学年数が２年以内であること。（ただし､休学期間は在学年数に算入しません。）
4．３年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。
※４年生への進級合格者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

7. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1．４年以上８年以内在学していること。（ただし、休学期間は在学年数に算入しません）
2．卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3．卒業に必要な単位数以上を修得していること。（単位数の内訳は、「P. 23 卒業要件と授業科目」を参照して下さい）
4．卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※　卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

8．看護学部看護学科科目一覧およびカリキュラムツリー

○科目一覧は、P.28 ～ P.29へ。
○カリキュラムツリーは、P.31へ。

9. 保健師養成課程

保健福祉活動や保健予防活動を通じて地域社会の保健医療福祉の向上に寄与することのできる保健師を養成するため、保健師養成課程を設けています。

健康課題を生活者の視点でとらえ、保健所や市町村保健センター、あるいは地域包括支援センター等での多職種連携を通じて展開される保健活動について理解し、地域で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした健康の維持・増進活動を展開することのできる人材を養成することを目標としています。

本学の卒業に必要な単位を修得し、看護学部の必修科目と保健師養成課程で必要とされる選択科目（別表１）の単位を修得すれば保健師国家試験の受験資格を得ることができます。

保健師養成課程には選抜要項があり、履修条件や手続きがありますので、入学時および２年次の履修ガイダンス等に必ず参加してください。

別表１　保健師国家試験受験資格を得るために必要な選択科目

学年	学期	科 目 名	単位数	指定規則別表1の教育内容
2	前期	①保健統計学	2	保健統計学
3	前期	②疫学	2	疫学
	後期	③保健医療福祉行政論	2	保健医療福祉行政論
		④公衆衛生看護学概論	2	公衆衛生看護学
		⑤学校保健・産業保健	2	
4	前期	⑥公衆衛生看護方法論1	2	
		⑦公衆衛生看護方法論2	2	
		⑧公衆衛生看護活動論	2	
		公衆衛生看護学実習A	2	臨地実習 公衆衛生看護学実習
		公衆衛生看護学実習B	3	
	後期	公衆衛生看護管理論	2	公衆衛生看護学

【保健師養成課程履修者の選抜要項】

1．履修人数：１学年20名
2．選抜時期：２年次終了時
3．志望条件：(1) ２年次までの必修科目の単位をすべて修得していること。
(2) 保健師への興味・関心および学習意欲が認められること。
(3) 学業、日常生活に対する姿勢が真摯であること。
4．提出書類：履修申請書、志望理由書
5．選抜方法：書類選考、面接
6．選抜基準：２年次までの単位取得状況、成績（GPA3.2以上）、面接結果、志望理由書
7．選抜結果：学内公示
8．履 修 料：50,000円
9．留意事項：(1) 保健師免許を取得すると、申請して養護教諭２種免許を得ることができる。ただし、この養護教諭２種免許を取得するためには、次の科目を履修し、単位を修得しておく必要がある。
・暮らしのなかの憲法（一般教養科目　社会科学分野）
・ＩＣＴ基礎実習（教養学部　専門教育科目　P.19の「特別履修について」を参照のこと）

(2) ４年次の公衆衛生看護学実習を履修するためには、必修科目と別表１の①～⑤の科目を修得済みであること、４年前期の⑥～⑧の科目を履修していることを条件とする。
(3) ４年次の公衆衛生看護学実習では、宿泊を伴う可能性がある。
(4) 保健師養成課程を履修した学生は必ず保健師国家試験を受験すること。
(5) 選抜後に保健師養成課程の履修を辞退する場合は、科目責任者と面接をし、履修取消届を提出すること。
(6) 履修料の他、教科書代、国家試験対策模擬試験費用等が別途必要となる。

部門	専門教育科目						
必要単位	必要単位（104単位）						
	必修科目 必要単位：100単位				選択科目 必要単位：4単位以上		外国語教育科目 必要単位：6単位
学年	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名 / 単位数
1	人体の構造と機能１	2	生涯発達看護学（成人）	1			英語Ａ１ 1
	人体の構造と機能２	2	生涯発達看護学（母性）	1			英語Ａ２ 1
	生化学	2	生涯発達看護学（小児）	1			英語Ｂ１ 1
	人間栄養学	2	生涯発達看護学（老年）	1			英語Ｂ２ 1
	微生物学	2	健康生活看護学（精神概論１）	1			
	薬理学	2					※外国人留学生
	疾病治療論１	2					日本語Ａ１ 1
	放射線と環境	1					日本語Ａ２ 1
	看護実践基盤学Ⅰ（看護学原論）	2					日本語Ｂ１ 1
	看護実践基盤学Ⅱ（コミュニケーション）	2					日本語Ｂ２ 1
	看護実践基盤学Ⅲ（アセスメント技術）	2					
	看護援助基盤学Ⅳ（生活援助技術）	2					
	看護実践基盤学実習（基礎）１	1					
2	臨床心理学	1	健康生活看護学（成人・回復終末期）	1	保健統計学	2	英語Ｃ１ 1
	疾病治療論２	2	健康生活看護学（母性概論）	1			英語Ｃ２ 1
	放射線と人体	1	健康生活看護学（母性援助）	2			
	社会福祉学	2	健康生活看護学（小児概論）	1			※外国人留学生
	公衆衛生学	2	健康生活看護学（小児援助）	2			日本語Ｃ１ 1
	看護実践基盤学Ⅴ（診療補助技術）	2	健康生活看護学（老年概論）	1			日本語Ｃ２ 1
	看護実践基盤学Ⅵ（看護過程）	2	健康生活看護学（老年援助）	2			
	看護実践基盤学実習（基礎）２	2	健康生活看護学実習（老年）１	1			
	健康生活看護学（精神概論２）	1	地域養生看護学（在宅概論）	2			
	健康生活看護学（精神援助）	2	地域養生看護学（在宅援助）	2			
	健康生活看護学（成人概論）	1					
	健康生活看護学（成人・急性期）	1					
	健康生活看護学（成人・周手術期）	1					
	健康生活看護学（成人・慢性期）	1					
3	健康生活看護学実習（精神）	2	看護研究	1	疫学	2	
	健康生活看護学実習（成人）	6			保健医療福祉行政論	2	
	健康生活看護学実習（母性）	2			公衆衛生看護学概論（★）	2	
	健康生活看護学実習（小児）	2			学校保健・産業保健（★）	2	
	健康生活看護学実習（老年）２	3					
	地域養生看護学実習（在宅）	2					
	看護倫理	1					
	チーム医療	1					
	看護マネジメント	1					
	医療安全	1					
	国際看護活動論	1					
	放射線と健康支援	1					
	看護学シミュレーション	1					
4	疾病治療論３	1			リハビリテーション看護論	1	
	災害看護	1			コンサルテーション論	1	
	災害看護演習	1			緩和ケア	1	
	訪問看護マネジメント	1			クリティカルケア	1	
	看護学統合実習	2			公衆衛生看護方法論１（★）	2	
	看護援助技術レファレンス	2			公衆衛生看護方法論２（★）	2	
	卒業研究	2			公衆衛生看護活動論（★）	2	
					公衆衛生看護管理論（★）	2	
					公衆衛生看護学実習Ａ（★）	2	
					公衆衛生看護学実習Ｂ（★）	3	
開設単位数				100		27	6

：専門教育科目の必修科目
：全学共通教育科目の必修科目
：選択科目
：全学年で履修できる一般教養科目の選択必修科目であり、人文科学分野・社会科学分野・自然科学分野からそれぞれ２単位、計６単位以上を修得すること
：専門教育科目の選択科目のうち、保健師養成課程で必要な科目
但し、（★）の科目は卒業に必要な単位の中に含まれない自由科目

全　学　共　通　教　育　科　目

必　要　科　目（20 単位以上）

必　修　科　目（14 単位）

初年次教育科目		リテラシー教育科目		健康・スポーツ教育科目	
必要単位：2単位		必要単位：2単位		必要単位：4単位	
科　目　名	単位数	科　目　名	単位数	科　目　名	単位数
フレッシャーズセミナー	2	日本語リテラシー	1	健康の科学	2
		コンピュータリテラシー	1	健康・スポーツ 1	1
				健康・スポーツ 2	1
	2		2		4

選択科目（6単位以上）

一般教養科目（人文科学分野：2単位）	
科　目　名	単位数
哲学の世界	2
ことばの科学	2
心理学概論	2
世界の歴史と文化	2
倫理学の世界	2
芸術の世界	2
文学の世界	2
日本の歴史と文化	2

一般教養科目（社会科学分野：2単位）	
法学入門	2
経済学入門	2
社会学入門	2
災害からの復興	2
暮らしのなかの憲法	2
経営学入門	2
ジェンダー論	2
政治学入門	2

一般教養科目（自然科学分野：2単位）	
自然科学のあゆみ	2
健康と薬	2
統計のしくみ	2
生命の科学	2
食品の科学	2
地球環境の科学	2

外国語教育科目	
中国語 1	1
中国語 2	1
韓国語 1	1
韓国語 2	1
	48

保健師養成課程についての詳細は
P.25 ～ P.26 を参照して下さい。

医療創生大学 看護学部 カリキュラム

地元いわき市をはじめ、地域医療分野において活躍する看護師

ディプロマ・ポリシー

DP1：広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている
DP2：EBN(Evidence Based Nursing：根拠に基づいた看護)に基づき、自律的に看護を実践することができる
DP3：生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる
DP4：地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている
DP5：看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる

☆印：必修科目(講義)
★印：必修科目(演習)【科目により一部講義を含む。】
★印：必修科目(実習)

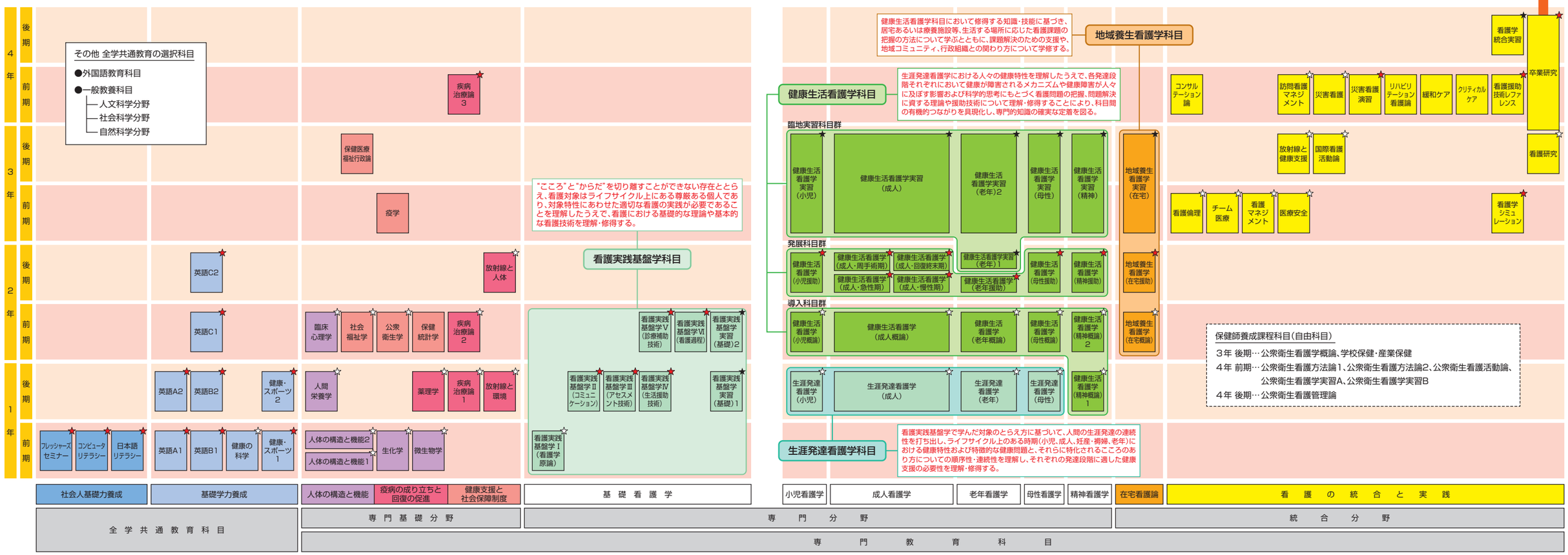

アドミッション・ポリシー

・心身ともに健全である人
・ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
・思いやりと協調性を持って他者と接すことができる人
・看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観（DP1）

生命の尊厳と人権を尊重（DP3）

根拠に基づく看護の実践（DP2）

持続可能な主体的学修（DP5）

積極的に地域貢献できる能力と態度（DP4）

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
実践の場で看護を学ぶ（臨床実習）		看護実践基盤学実習（基礎）1	看護実践基盤学実習（基礎）2	健康生活看護学実習（老年１）	健康生活看護学実習（精神、成人、母性、小児、老年２） 地域養生看護学実習（在宅）		公衆衛生看護学実習 A、B	看護学統合実習
地域貢献するための看護を学ぶ(CP5)						公衆衛生看護学概論 学校保健・産業保健	公衆衛生看護方法論1 公衆衛生看護方法論2 公衆衛生看護活動論	公衆衛生看護管理論
発展的な看護を学ぶ(CP4)					看護倫理 チーム医療 看護マネジメント 医療安全 看護学シミュレーション	看護研究 放射線と健康支援 国際看護活動論	災害看護 災害看護演習 訪問看護マネジメント リハビリテーション看護論 コンサルテーション論 緩和ケア クリティカルケア 看護援助技術レファレンス 卒業研究	
健康生活のための看護を学ぶ(CP4)		健康生活看護学（精神概論）1	健康生活看護学（精神概論）2 健康生活看護学（成人概論、母性概論、小児概論、老年概論） 地域養生看護学(在宅概論)	健康生活看護学（精神援助） 健康生活看護学(成人・急性期、成人・周手術期、成人・慢性期、成人・回復終末期、母性援助、小児援助、老年援助) 地域養生看護学(在宅援助				
看護から見た人間の発達を学ぶ(CP4)		生涯発達看護学(成人、母性、小児、老年)						
看護の基盤を学ぶ(CP4)	看護実践基盤学Ⅰ	看護実践基盤学Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	看護実践基盤学Ⅴ、Ⅵ					
看護に必要な基本的知識を修得する(CP3)	生化学 人体の構造と機能1 人体の構造と機能2 微生物学	放射線と環境 疾病治療論1 薬理学 人間栄養学	臨床心理学 社会福祉学 疾病治療論2 公衆衛生学 保健統計学	放射線と人体	疫学	保健医療福祉行政論	疾病治療論3	
社会人基礎力を涵養する(CP1・2) 広い視野と豊かな教養を身につける(CP2)	フレッシャーズセミナー 日本語リテラシー コンピュータリテラシー 英語A1、英語B1 健康・スポーツ1 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野 健康の科学	英語A2、英語B2 健康・スポーツ2 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C1 健康・スポーツ1 中国語1 韓国語1 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C2 健康・スポーツ2 中国語2 韓国語2 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C1 健康・スポーツ1 中国語1 韓国語1 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C2 健康・スポーツ2 中国語2 韓国語2 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C1 健康・スポーツ1 中国語1 韓国語1 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野	英語C2 健康・スポーツ2 中国語2 韓国語2 人文科学分野 社会科学分野 自然科学分野

地元いわき市をはじめ地域医療分野において活躍する看護師

医療創生大学学則

（昭和62年４月１日
制　　定）

目　次

第１章　目的（第１条）
第２章　学部、学科及び附属教育研究機関（第２条―第４条）
第３章　修業年限及び収容定員（第５条・第６条）
第４章　教職員組織（第７条）
第５章　大学評議会（第８条・第９条）
第６章　教授会等（第10条―第13条の2）
第７章　学年、学期及び休業日（第14条―第16条）
第８章　授業科目、単位及び単位の授与（第17条―第29条）
第９章　履修方法（第30条―第32条）
第10章　卒業の要件及び学位の授与（第33条）
第11章　入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍（第34条―第49条）
第12章　学費（第50条―第52条）
第13章　賞罰（第53条―第55条）
第14章　委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生（第56条―第58条の2）
第15章　研究生及び聴講生（第59条―第61条）
第16章　公開講座（第62条・第63条）
第17章　自己点検・評価等（第64条―66条）
附　則

第１章　目　　的

第１条　医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

２　本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第２章　学部、学科及び附属教育研究機関

第２条　本学に次の学部を置く。

(1)　薬学部
(2)　看護学部
(3)　健康医療科学部
(4)　心理学部
(5)　国際看護学部

２　本学に大学院を置く。

(1)　大学院の学則は別に定める。

第３条　本学の学部学科は次のとおりとする。

(1)　薬学部
　　薬学科
(2)　看護学部
　　看護学科
(3)　健康医療科学部
　　作業療法学科
　　理学療法学科
(4)　心理学部
　　臨床心理学科
(5)　国際看護学部
　　看護学科

第３条の２　学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第１に定める。

第４条　本学に図書館を置く。

２　前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。

(1)　地域連携センター
(2)　心理相談センター
(3)　健康科学リサーチセンター

３　図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第３章　修業年限及び収容定員

第５条　薬学部の修業年限は６年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

２　看護学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。

３　健康医療科学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。

４　心理学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。

５　国際看護学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることができない。

第６条　収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		410人	1,820人

第４章　教職員組織

第７条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

２　前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。

３　前第１項、第２項のほか、本学に学長補佐、学科主任、図書館長、附属教育研究機関長、学生部長及び事務局長を置くことができる。

４　前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第５章　大学評議会

第８条　本学に大学評議会を置く。

２　大学評議会は学長の諮問に応じて、第９条に掲げる事項を審議する。

３　大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。

(1)　学長
(2)　副学長
(3)　学部長
(4)　大学院研究科長
(5)　図書館長
(6)　地域連携センター長
(7)　心理相談センター長
(8)　健康科学リサーチセンター長
(9)　学部所属教授各２名

４　学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。

５　大学評議会の運営については別に定める。

第９条　大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　教育、研究に関する全学的重要事項
(2)　学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
(3)　学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
(4)　全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
(5)　その他必要と認められる事項

第６章　教 授 会 等

第10条　本学各学部に教授会を置く。

２　教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

３　学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

４　教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。

５　教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第11条　教授会は、当該学部に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学及び卒業に関する事項
(2)　学位の授与に関する事項
(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

２　教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

３　第１項第３号及び前項に定める事項については、教授会運営細則に定める。

第12条　教授会が必要と認めたとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

２　前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

３　代表委員会の審議事項は、教授会が定める。

４　代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条　本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。

２　学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長をもって組織する。

3　前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。
4　学部長会の運営について必要な事項は別に定める。
第13条の２　学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第７章　学年、学期及び休業日

第14条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。
第15条　学年を分けて次の二学期とする。
前学期　　４月１日から　　９月21日まで
後学期　　９月22日から　翌年３月31日まで
2　学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。
第16条　休業日は次の各号のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)　春期休業日　３月23日から　　３月31日まで
(4)　夏期休業日　８月１日から　　９月21日まで
(5)　冬期休業日　12月24日から　翌年１月７日まで
2　学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第８章　授業科目、単位及び単位の授与

第17条　授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。
2　前項の授業科目及び単位数は別表第２、第３、第４、第５、第６及び第７のとおりとする。
第18条　前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目及び自由科目とする。
第19条　授業科目の単位数を定めるにあたっては、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
2　卒業研究の単位は、薬学部は10単位、看護学部は２単位、健康医療科学部は４単位、心理学部は８単位とする。
第20条　卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。
第21条　履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。
第21条の２　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
2　前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
第22条　単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
第23条　試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
2　試験について必要な事項は別に定める。
第24条　いずれの授業科目でも授業時数の３分の１以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。
第25条　病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
2　前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。
3　追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第10に定めるとおりとする。
第25条の２　教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。
2　再試験について、必要な事項は別表第11に定める。
第26条　授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。
2　合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。
3　第１項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)　59点以下の場合
(2)　第24条に定める授業時数の３分の１以上欠席した者
4　第２項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。
5　前各号の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。
6　成績の評価について必要な事項は、別に定める。
第26条の２　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3　前項で定める基準については、別に公表する。
第27条　進級するためには、別表第９に定める進級基準を満たさなければならない。
第28条　学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。
2　前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
第29条　学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。
2　前項により学修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。
3　国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第９章　履 修 方 法

第30条　全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第５条に定める在学年数内で履修する。
2　初年次教育科目については、別表第２(1)に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。
(1)　薬学部にあっては４単位
(2)　看護学部にあっては２単位
(3)　健康医療科学部にあっては２単位
(4)　心理学部にあっては４単位
(5)　国際看護学部にあっては２単位
3　リテラシー教育科目については、別表第２(2)に開設する科目２単位を修得しなければならない。
4　外国語教育科目については、別表第２(3)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
(1)　薬学部、看護学部、心理学部にあっては６単位
(2)　健康医療科学部にあっては２単位
(3)　国際看護学部にあっては６単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から２単位
5　一般教養科目については、別表第２(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
(1)　薬学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目の選択科目から８単位以上
(2)　看護学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ２単位以上計６単位以上
(3)　健康医療科学部にあっては、人文科学の必修科目から２単位、自然科学の必修科目から２単位、社会科学の選択科目から２単位以上計６単位以上
(4)　心理学部にあっては、人文科学から必修科目２単位、選択科目２単位以上計４単位以上、社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ４単位以上計12単位以上
(5)　国際看護学部にあっては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ２単位以上、自然科学の必修科目から１単位、選択科目から２単位以上計７単位以上
6　健康・スポーツ教育科目については、別表第２(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
(1)　薬学部、看護学部、心理学部、国際看護学部にあっては４単位
(2)　健康医療科学部にあっては３単位
第31条　専門教育科目については、第２項、第３項、第４項、第５項及び第６項に示す単位数を修得しなければならない。
2　薬学部にあっては、別表第３薬学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて162単位以上を修得しなければならない。
3　看護学部にあっては、別表第４看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて104単位以上を修得しなければならない。
4　健康医療科学部にあっては、別表第５健康医療科学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて109単位以上を修得しなければならない。
5　心理学部にあっては、別表第６心理学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて96単位以上を修得しなければならない。
6　国際看護学部にあっては、別表第７国際看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて101単位以上を修得しなければならない。
第32条　１年間に履修できる授業科目の単位数は、45単位を超えることができない。
2　学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第10章　卒業の要件及び学位の授与

第33条　本学を卒業するには、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は４年以上、薬学部は６年以上在学し、第30条から第32条の規定に従い、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。

2　前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

薬　学　部	薬　学　科	学士（薬　学）
看　護　学　部	看　護　学　科	学士（看護学）
健康医療科学部	作　業　療　法　学　科	学士（作業療法学）
	理　学　療　法　学　科	学士（理学療法学）
心　理　学　部	臨　床　心　理　学　科	学士（心理学）
国際看護学部	看　護　学　科	学士（看護学）

第11章　入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍

第34条　本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第35条　本学に入学することのできる者は次の各号の１に該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　中等教育学校を卒業した者

(3)　通常課程による12年の学校教育を修了した者

(4)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(9)　その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第36条　入学は選考の上これを許可する。

2　本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。

3　入学検定料は、別に定める。

4　入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第37条　入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第38条　保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第39条　他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2　編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第37条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3　修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4　編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第40条　本学に編入学できる者は、次の各号の１に該当する者とする。

(1)　学士の学位もしくは学士号を有する者

(2)　短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者

(3)　学校教育法第58条の２に該当する者

(4)　学校教育法第132条に該当する者

(5)　大学、短期大学に１年以上在学した者

第41条　編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第１項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

2　その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条　本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2　前項により認定された単位数と第29条第２項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3　単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条　本学在学生で、他学部への転部を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2　転部に関し、必要な事項は別に定める。

第44条　病気その他やむを得ない事由で３ケ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

2　休学は当該年度限りとする。ただし、引き続き休学を要する者は許可を得て、休学を延長することができる。

3　休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

4　休学期間は在学期間に算入しない。

5　休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条　前条第１項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第８に定める在籍料を納めなければならない。

第46条　病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条　病気のため１週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条　次の各号の１に該当する場合は除籍する。

(1)　在学期間が所定の年数を超える者

(2)　学費を滞納し催告しても納入しない者

(3)　死亡の届け出があった者

2　前項２号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条　本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後２年以内に同一学部に再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第１項第１号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2　再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章　学　　費

第50条　学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、別表第８のとおりとする。

2　入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。

3　授業料、施設拡充費、実務実習費及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、２期に分けて納めることができる。

4　聴講生は、別表第８による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5　研究生は、別表第８による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6　科目等履修生は、別表第８による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7　いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条　学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条　成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章　賞　　罰

第53条　品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条　本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2　本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条　次の各号の１に該当する者は退学させることができる。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)　学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3)　正当な理由なく出席常でない者

(4)　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5)　反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章　委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生

第56条　大学における授業科目の１又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2　委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条　外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条　外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第58条の２　留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。

第15章　研究生及び聴講生

第59条　本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条　本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することがで

きる。
2　聴講生に関する必要な事項は、別に定める。
第61条　聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章　公 開 講 座

第62条　本学に公開講座を開設することができる。
第63条　公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章　自己点検・評価等

第64条　本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
2　前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
3　自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。
第65条　本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
2　前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。
第66条　本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。
2　教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。
附　則　本学則は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成元年４月１日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、平成２年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
2　第５条の規定にかかわらず、入学定員は、平成３年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学　　部	学　　科	入 学 定 員
理 工 学 部	基 礎 理 学 科	60人
	物 性 学 科	60人
	電 子 工 学 科	120人
	機 械 工 学 科	120人
人 文 学 部	日 本 文 学 科	90人
	英 米 文 学 科	90人
	社 会 学 科	90人
合　　計		630人

3　第25条第１項の人文学部社会学科の高等学校教諭１種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第６（教職課程授業科目及び単位数）については、平成２年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。
附　則　本学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、平成３年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成３年度卒業生に対しても適用する。
附　則　本学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、平成７年度以前の入学生については、別表第２（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、平成８年度以前の入学生については、第８章（授業科目及び単位）、第９章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成10年４月１日から施行する。ただし、平成９年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成12年４月１日から施行する。
2　第６条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

学部学科＼年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
理工学部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人文学部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合　計		609人	588人	567人	546人	525人

附　則　本学則は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第３条は、平成13年度入学生より適用する。
2　［基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置］
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成12年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3　第６条及び平成12年附則第２項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

学部学科＼年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度
理工学部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人文学部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合　計		588人	567人	546人

附　則　本学則は、平成14年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成15年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年４月１日から適用する。
附　則　本学則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。
2　［環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置］
環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第３条の規程にかかわらず平成17年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則　本学則は、平成18年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学者にも適用する。
附　則　本学則は、平成20年６月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。
2　［生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置］
生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成22年３月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則　本学則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第32条に限り従前の例による。
附　則　本学則は、平成25年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第21条第１項第３号、第24条第１項第３号及び別表５については、平成25年度入学生から適用する。
附　則　本学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については従前の例による。
2　［科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置］
科学技術学部科学技術学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成27年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3　［人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置］
人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成27年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
4　第６条の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までの入学生については、次のとおりとする。

学　　部	学　　科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130人	520人
人文学部	表現文化学科	90人	360人
	現代社会学科	95人	380人
	心理学科	90人	360人
薬学部	薬学科	90人	540人
計		495人	2,160人

附　則　本学則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学生については従前の例による。
附　則　本学則は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、平成31年４月１日から施行する。ただし、平成30年度以

前の入学生については従前の例による。
2　［教養学部地域教養学科の存続に関する経過措置］
教養学部地域教養学科は、学則第３条の規定にかかわらず平成31年３月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3　第６条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120人	480人
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
計		290人	1,340人

4　大学の名称変更については、平成31年４月１日以降に在籍するすべての学生に適用する。
5　別表第７進級基準については、平成30年度以前の入学生にも適用し、平成31年４月１日から施行する。
6　留学生別科については、平成31年４月１日から施行する。
附　則　本学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。
2　第６条の規定にかかわらず、平成31年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
計		270人	1,260人

附　則　本学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学生については従前の例による。
2　第６条の規定にかかわらず、令和２年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
計		330人	1,500人

学位規程

（平成４年４月１日制定）

（趣　　旨）
第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）の規定に基づき、本学において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。
（学位の種類）
第２条　本学において授与する学位は、次の通りとする。
⑴　学士の学位

学部	学科	学位
人文学部	心理学科	学士（心理学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
教養学部	地域教養学科	学士（教養）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
健康医療科学部	作業療法学科	学士（作業療法学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
心理学部	臨床心理学科	学士（心理学）
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）

⑵　修士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理学専攻	修士（物質理学）
	物理工学専攻	修士（物理工学）
生命理工学研究科	生命理工学専攻	修士（生命理工学）
人文学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

⑶　博士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理工学専攻	博士（理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	博士（日本文学）
生命理工学研究科	生命理工学専攻	博士（生命理工学）

（学士の学位授与の要件）
第３条　学士の学位は、医療創生大学学則に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。
（修士の学位授与の要件）
第４条　修士の学位は、医療創生大学大学院学則に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。
（博士の学位授与の要件）
第５条　博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士後期課程を修了したと認められた者に授与する。
２　前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。
（論文の提出）
第６条　修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副２部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。
２　前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。
３　前条第２項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。
４　研究科長は、第１項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科委員会の審査に付さなければならない。
５　学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。
（論文の審査）
第７条　論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれに当たる。
２　審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員３人以上の委員をもって構成する。
３　前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
４　審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。
５　審査に当たっては、第５条第２項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。
６　審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。
（最終試験）
第８条　最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び１箇国以上の外国語について、口答又は筆記試問によって行う。
（審査及び最終試験期間）
第９条　修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね３箇月以内に修了するものとする。
２　学位論文が提出されたときは、その提出日から１年以内に学位論文の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。
（審査の報告）
第10条　審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科委員会に報告するものとする。
（判　　定）
第11条　研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の合否を議決する。
２　前項の議決には、構成員の３分の２以上の出席を必要とし、かつ、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。
（研究科長の報告）
第12条　研究科委員会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。
（学位記の授与）
第13条　学長は、前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。
（博士論文等の公表）
第14条　研究科委員会は、博士の学位を授与した日から３箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。
２　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。
３　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。
４　第２項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文（博士）」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。
（報　　告）
第15条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。
（学位の名称）
第16条　学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。
（学位の取消し）
第17条　本学において学位の授与を受けた者が次の各号の１に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。
⑴　不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合
⑵　名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合
（学位記の再交付）
第18条　学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。
（学位記の様式）
第19条　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。
（雑　　則）
第20条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会若しくは研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。
（改　　廃）
第21条　この規程の改廃は、教授会若しくは研究科委員会の意見を聴いて、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。
附　則　この規程は、平成４年４月１日から施行する。ただし、学士の学位については、平成３年度卒業生にも適用する。
附　則　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成７年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成10年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成17年４月１日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。
附　則　この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成22年４月１日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。
附　則　この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成25年11月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成31年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

研究生規程

（昭和63年4月1日 制　　定）

（趣　　旨）
第１条　医療創生大学学則（昭和62年４月１日。以下「学則」という。）第59条第２項による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。
（定　　義）
第２条　研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。
（入 学 資 格）
第３条　研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。
（出願手続及び入学許可）
第４条　研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。
　２　研究生の入学は、学科主任、学部長を経由して教授会の議を経て、学長が許可する。
（入 学 時 期）
第５条　入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。
（研 究 期 間）
第６条　研究期間は、１年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。
　２　前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して所定の書類を提出し学長の許可を得るものとする。
（研 究 報 告）
第７条　研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経由して、学長に提出するものとする。
（研究証明書）
第８条　研究生には、研究証明書を交付することができる。
（研究生の退学及び除籍）
第９条　研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願い出なければならない。
　２　研究生で研究の実があがらないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。
（雑　　則）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。
（準　　用）
第11条　前各条以外の規定については、学則を準用する。
（改　　廃）
第12条　この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、大学評議会の議を経て、学長が行う。
附　則　この規程は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成29年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

研究生申込手続要領

１．出 願 資 格
大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとするもの。

２　出 願 書 類
(1)　検定料納入票（所定用紙）
(2)　医療創生大学研究生願書（所定用紙）
(3)　履歴書（所定用紙、写真を貼ること。）
(4)　出身学校卒業証明書（本学の卒業者は、不要とする。）
(5)　合否通知送付用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る。）
(6)　健康診断書
(7)　所属長の承諾・確約書（在職中の者）
(8)　外国人の場合は、前各号のほか次の書類を必要とする。
　ア　外国人登録原票の写し（在留資格及び在留期間の記載のあるもの）
　イ　身元保証書（日本在住者のもの）

３　検　定　料
25,000円　　願書受付日に納入すること。

４　願書受付期間・受付場所
［通年・前学期］各年、２月１日から２月28日まで
［後　　学　　期］各年、７月１日から７月31日まで
ただし、外国人の受付期間については、この限りではない。
受付は、教務学生課とし、10時から15時までとする。

５　選 抜 方 法
原則として書類選考とする。ただし、必要があれば、面接を行う。

６　指導教員（専任講師以上）
指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくことが望ましい。

７　入学の時期及び期間
入学の時期は、学期の始めとする。期間は１箇年以内とする。
［通　　年］各年、４月１日から翌年３月31日まで
［前　学　期］各年、４月１日から　　９月30日まで
［後　学　期］各年、10月１日から翌年３月31日まで
ただし、研究生規程第５条により、学期の途中で入学が認められた者は、月初めの１日からとする。

８　合 格 発 表
合格、不合格とも本人あてに郵送で通知する。
［通年・前学期］　各年、３月中旬
［後　　学　　期］　各年、８月中旬

９　研究指導料

薬学部	300,000円
教養学部	150,000円
看護学部	300,000円
健康医療科学部	200,000円
心理学部	200,000円
生命理工学研究科	200,000円
人文学研究科	150,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費（実験、実習費等）は、別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研究指導料は、２分の１とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項
１　合格者の手続
合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研究指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。
提出書類：
(1)　研究指導料納入票（所定用紙）
(2)　誓約書（所定用紙、保証人連帯とする。）
(3)　本人の住民票原本の写し又は登録原票記載事項証明書（市区町村役場発行のもの）
(4)　写真２枚（タテ４㎝×ヨコ３㎝、裏面に氏名を記入する。）

２　そ　の　他
研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経て学長に提出するものとする。

科目等履修生申込手続要領

1．科目等履修生となるための資格・受講条件等

① 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。なお、教職関連科目については、別途教職課程委員がその任にあたる。
② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
③ また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
④ 受講生は１年間に30単位を超えて受講することはできない。
⑤ 受講期間は１年間とする。

2．出 願 期 間

通年・前期　３月11日～３月16日
後期　　８月24日～８月31日
平　日　9:00 ～ 16:00
土曜日　9:00 ～ 12:00

3．手 続 方 法

① 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
・志願票－１（本学所定の様式）
・志願票－２（本学所定の様式）
・履歴書　　（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
・健康診断　（一般健康診断（学校保健法により、胸部レントゲン写真を検査項目に必ず含むもの、検査結果１年以内有効）
※なお、教職の資格取得を目的とする場合は、希望する免許の種類によって、最終学歴の成績証明書の提出を求める場合がある。
② 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は３月末日までに、後期の履修を希望する者は９月中旬までに通知する。
③ 受講を許可された者は、通知後、１週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ４cm×ヨコ３cm）１枚を提出すること。手続完了後、科目等履修生証を交付する。

4．登　録　料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5．受　講　料

（１単位につき）10,000円
※本学卒業生の場合は「（１単位につき）5,000円」とする。
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として受講料は返還されない。

6．そ　の　他

① 教職の資格取得を目的とする場合、原則として教育実習の斡旋は行わない。
② 受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務学生課へ返還すること。

聴講生申込手続要領

1．聴講生となるための資格・受講条件等

① 教養を深めることを目的として聴講を希望する者は学歴等の資格を問わない。
但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生としての受講を認める。
③ 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。
また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
④ 聴講生は１年間に30単位を超えて受講することはできない。
⑤ 聴講期間は１年間とする。

2．出 願 期 間

通年・前期　３月11日～３月16日
後期　　８月24日～８月31日
平　日　9:00 ～ 16:00
土曜日　9:00 ～ 12:00

3．手 続 方 法

① 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
・志願票－１（本学所定の様式）
・志願票－２（本学所定の様式）
・履歴書　　（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
② 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は３月末日までに、後期の履修を希望する者は９月中旬までに通知する。
③ 受講を許可された者は、通知後、１週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ４cm×ヨコ３cm）１枚を提出すること。手続完了後、聴講生証を交付する。

4．登　録　料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5．聴　講　料

（１単位につき）6,250円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として聴講料は返還されない。

6．そ　の　他

① 聴講科目の単位認定は行わない。
② 受講する際は、必ず聴講生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに聴講生証を教務学生課へ返還すること。

転部・転科に関する細則

（平成23年４月１日制定）

（趣　　旨）
第１条　この細則は、医療創生大学学則（昭和62年４月１日）第43条に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。
（定員及び選考）
第２条　学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。
２　転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。
３　選考方法については、志願先の学部でこれを定める。
（出 願 資 格）
第３条　転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。
（出 願 手 続）
第４条　志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。
（転部・転科の許可）
第５条　転部・転科の許可は、志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。
２　転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科主任を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。
３　転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可は無効とする。
（在 学 年 数）
第６条　志願者が転部・転科した際の在学年数は、転部・転科前に在籍した学部・学科の年数を通算することができる。ただし、修業年限が異なる学部・学科間での転部・転科の在学年数については別に定める。
（単位の認定）
第７条　志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、修得単位の認定に関する細則（昭和62年４月１日）を準用する。
（学　費　等）
第８条　第４条に規定する検定料は、別に定める。
２　志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。
（雑　　則）
第９条　この細則に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。
（改　　廃）
第10条　この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附則　この細則は、平成23年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成27年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成29年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成30年４月１日から施行する。
附則　この細則は、平成31年４月１日から施行する。

再入学に係わる内規

第１条　再入学とは､大学を途中にてやむを得ない理由により退学した者が、再び大学に戻る場合を言う。

第２条　再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学後４年を経過している者にあっては学力検査を課すものとする。

第３条　再入学できる課程等は、当該希望者が退学時に所属していた学科等とする。ただし、退学時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第４条　再入学できる学年は、当該希望者が退学時の学年またはそれ以下の学年とする。

第５条　再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第６条　再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうえ、その一部又は全部を認める。

第７条　再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人医療創生大学

個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1　基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても､平成17年４月１日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人医療創生大学（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

2　組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1．業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2．個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3．個人情報管理責任者を大学及び法人事務局に選任し、学校及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4．関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5．本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6．本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3　個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、医療創生大学では、以下の目的で個人情報を取扱います。

①　本学の研究・教育に利用する。
②　学生の指導・助言に利用する。
③　本学の教育改革・教育改善に利用する。

キャンパス案内図

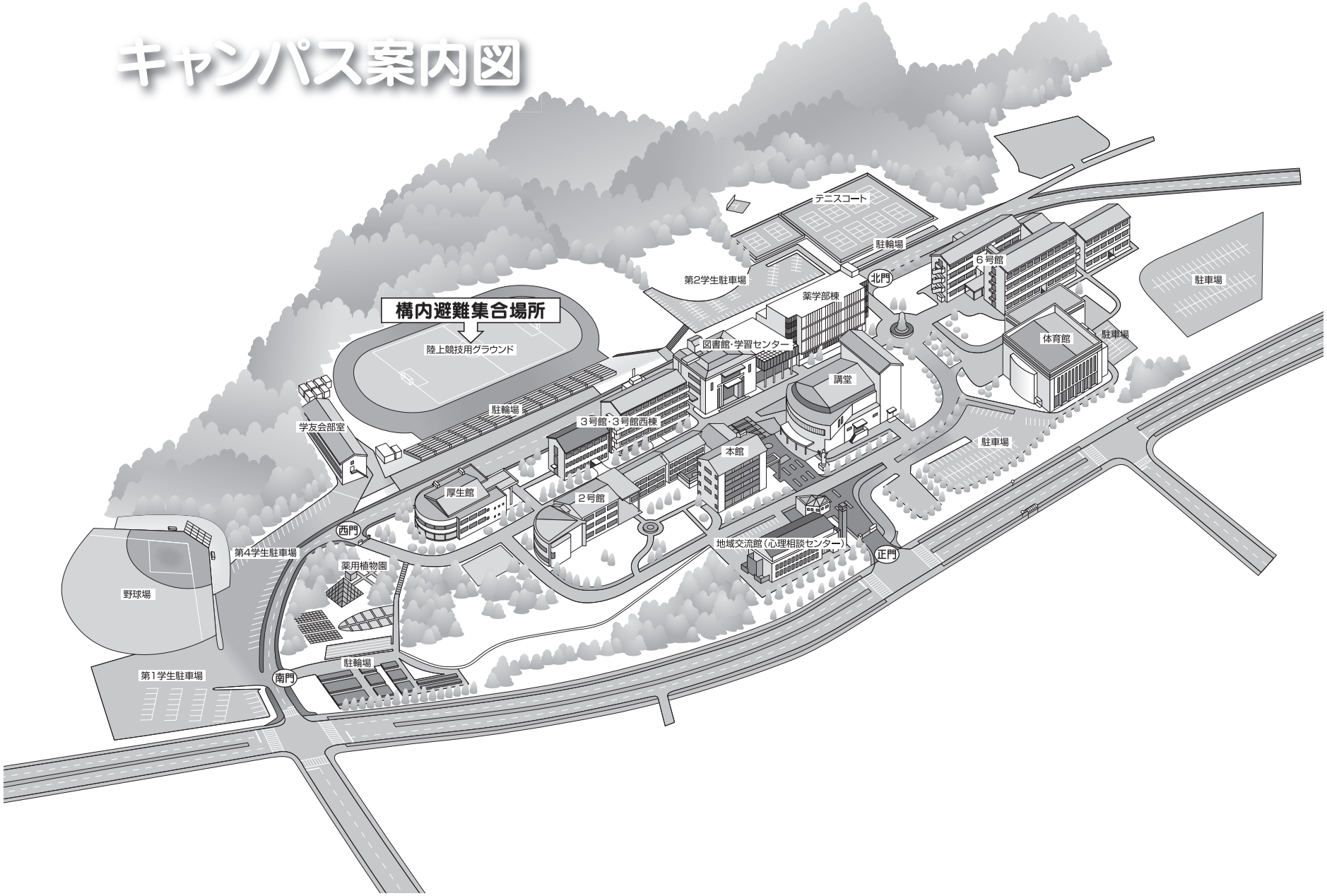
構内避難集合場所
陸上競技用グラウンド
テニスコート
駐輪場
第2学生駐車場
北門
6号館
駐車場
薬学部棟
図書館・学習センター
体育館
駐車場
講堂
駐輪場
3号館・3号館西棟
学友会部室
本館
駐車場
厚生館
2号館
西門
第4学生駐車場
地域交流館（心理相談センター）
正門
薬用植物園
野球場
駐輪場
第1学生駐車場
南門

卒業まで大切に保管しましょう!

1．「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な、履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
2．「履修の手引」は、入学時にのみ配付するものです。紛失した場合の再配付はいたしませんので、卒業するまで大切に保管して下さい。
3．「履修の手引」は、履修ガイダンスおよび履修登録（変更）期間には、必ず持参して下さい。
4．「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合は、変更部分のみの資料配付、または掲示等でお知らせします。

履修の手引（看護学部）

2021年度入学者用

2021年４月１日　発行

医 療 創 生 大 学

〒970－8551
福島県いわき市中央台飯野５－５－１
TEL 0246(29)5111(代)

非売品

再配付しませんので、必ず名前を書きましょう。

学籍番号	C					
氏　名						